

広島県告示第六百十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十七年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十七年十月八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
有限会社正兼組

廿日市市佐方一丁目一〇番一―二号

代表取締役 正兼 博明

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二二）第三〇八二八号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

とび・土工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注一） 「とび・土工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンク

リートブロック工事を請け負う営業をいう。

（注二） 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十

四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業

法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発

注者である建設工事以外の建設工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十七年十月二十六日から平成二十七年十月二十八日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、民間の建物解体工事業の業務に関し、労働安全衛生法違反により東広島簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受け、また、現場責任者は、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により同裁判所から罰金七十万円の略式命令を受け、平成二十七年三月十四日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。